令和８年度
延岡市会計年度任用職員募集要項

延岡市では、以下のとおり、原則としてパートタイムの会計年度任用職員を募集しますので、市役所で働くことを希望する方からの多くのお申込みをお待ちしています。

1 募集内容

職　種	職　務　の　内　容	勤　務　場　所	採用予定人員
事務補助	正規職員が行う事務の補助に従事します。 （PC 操作を伴う事務、窓口・電話対応、学校事務など）	本庁、各総合支所、上下水道局、各小中学校など	320 人程度
（事務補助に準ずる職）	児童・生徒支援業務		
有資格職 保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士、管理栄養士、看護師	資格や免許を必要とする専門的な業務の補助に従事します。	本庁、各総合支所、保育所、幼稚園など	55 人程度
保健師	保健師が行う業務の補助に従事します。	本庁、各総合支所など	20 人程度
現業業務	現場業務の補助に従事します。 （クリーンセンターの業務、小中学校の環境美化業務、道路等の維持管理など）	本庁、クリーンセンター、各小中学校など	50 人程度

※本庁、各総合支所、上下水道局等の受動喫煙防止措置：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）

※延岡市立小・中学校の受動喫煙防止措置　　：敷地内禁煙

※会計年度任用職員とは・・・

会計年度任用職員とは、一会計年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）内を任期として任用される一般職の非常勤職員です。

地方公務員として、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の服務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）及び懲戒に関する規定等が適用されます。

2 基本的な勤務条件

区　分	内　容
任用期間	令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの範囲内（従事する業務の内容により任用期間が異なります。）
勤務日	原則として月曜日から金曜日までの週５日間 ※従事する業務の内容により勤務日が異なる場合があります。
勤務時間	基本、１日あたり６時間 30 分（休憩時間 60 分、週 32 時間 30 分） ※従事する業務の内容により勤務時間が異なります。 ※業務の状況によっては時間外勤務を命ずる場合があります。
給与 （報酬・期末手当）	【基本報酬】　**※勤務時間に応じて異なります。** **※支給日は原則として翌月の 15 日となります。** 以下の基本報酬額は、**勤務時間が１日あたり６時間 30 分**の場合です。 ・事務補助：日額 7,999～8,510 円　・有資格職：日額 8,646～9,137 円 ・保 健 師：日額 9,265～9,665 円　・現業業務：日額 8,826～9,333 円 ※職歴により上記の範囲内で決定します。 ※「事務補助に準ずる職」は「事務補助」と同様となります。 **※上記基本報酬額については、今後変動する場合があります。** 【期末手当】　※全ての職種において同じ。 **○６月期、12 月期　それぞれ最大 1.2625 ヶ月分** ※勤務条件等により、支給されない場合や支給月数が異なる場合があります。 ※最大の支給月数については、今後変動する場合があります。 【勤勉手当】　※全ての職種において同じ。 **○６月期、12 月期　それぞれ最大 1.0625 ヶ月分** ※勤務条件等により、支給されない場合や支給月数が異なる場合があります。 ※最大の支給月数については、今後変動する場合があります。 【その他】　※全ての職種において同じ。 **○通勤手当相当分**　※通勤距離に応じて異なります。 （例）片道３㎞の場合は、日額 247 円となります。 ○時間外勤務手当相当分　など
休日	原則として土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※従事する業務の内容により休日が異なる場合があります。
休暇	【有給休暇】 ○年次有給休暇（１年につき 10 日）※勤務条件によって異なります。 ○病気休暇　○忌引休暇　○結婚休暇 ○配偶者出産休暇　○育児参加休暇　○産前・産後休暇 ○不妊治療休暇　など 【無給休暇】 ○子の看護等休暇　など ※上記休暇制度については、今後変更する場合があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの適用があります。 ※勤務条件によっては社会保険の対象とならない場合もあります。
公務災害	原則として市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止などの服務上の規定が適用されます。

3　募集から採用までの流れ

１．募集

募集期間

① 令和８年４月採用分
令和８年１月８日（木）から令和８年１月27日（火）まで
※応募状況によっては、募集期間を延長する場合があります。
※郵送の場合は、令和８年１月27日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。
※令和８年４月に採用できない場合であっても、令和８年５月以降に採用する場合があります。

②令和８年５月から令和９年３月までの採用分
令和８年１月28日（水）以降、随時受け付けます。ただし、採用となる場合は、応募書類を受け付けてから２ヵ月程度要します。

２．応募

（１）応募資格

①年齢、性別、住所、国籍は問いません。
②「有資格職」及び「保健師」については、応募時点で資格や免許を有しているか、または採用日までに取得見込の人が対象となります。資格や免許を取得できない場合には採用できません。
③次のいずれかに該当する人は応募できません。
1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
2）延岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（２）応募書類（※応募書類は返却しません。）

①履歴書（令和８年度延岡市会計年度任用職員用）
②「希望職種」、「業務適性」等確認シート
※①と②を両面印刷（長辺綴じ）したものを提出してください。
③職務経験確認書
※両面印刷（長辺綴じ）したものを提出してください。
④資格証などの写し（「有資格職」及び「保健師」）
※資格や免許を取得見込の場合は、取得後速やかに、遅くとも採用日までに提出してください。
※①、②及び③の様式は市ホームページに掲載しています。
（市役所本庁や各支所等でお渡しすることもできます。）

（３）応募方法　郵送、持参又はオンライン（メールでの送信）

①郵送する場合
・封筒（角形２号・240㎜×332㎜）の表面に「会計年度任用職員募集申込」と朱書きしてください。
・送付先　〒882-8686　　宮崎県延岡市東本小路２番地１
「延岡市総務部職員課人事係」（市役所本庁舎５階）

②持参する場合
・土日・祝日を除く平日のみ
受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで
提 出 先：職員課（市役所本庁舎５階）

③オンライン（下記のアドレスにメールを送信してください。）
メールアドレス：shokuin@city.nobeoka.miyazaki.jp
※応募書類を忘れずに添付してください。

３．名簿登録	応募された方は、令和８年度において「令和８年度会計年度任用職員採用候補者名簿」に登録し、採用の必要に応じて選考の対象とします。

↓

４．選考	提出された応募書類により、業務に対する適性等を考慮した選考を行います。 **※応募者全員が採用されるとは限りません。**

↓

５．採用内定	採用が内定した方に、採用手続に関する書類をお渡しします。 **※採用日の直前に、採用が内定する場合があります。** **※採用が内定しない場合には特段の連絡は行いません。**

↓

６．必要書類の提出	上記「５．採用内定」でお渡しした書類のうち必要なものを提出してください。

↓

７．採用	①地方公務員法の規定に基づき、採用は全て条件付きとし、採用後原則１か月を良好な成績で勤務した後に正式採用となります。 ②応募資格がないこと又は履歴書の記載事項などに虚偽があった場合には採用されないことがあります。

4 注意事項ほか

（１）応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

（２）「令和８年度会計年度任用職員採用候補者名簿」は令和８年度中の採用についてのみ有効となります。

（３）応募書類に記載された個人情報については、必要な範囲でのみ利用します。

（４）本庁及び上下水道局の駐車場は台数に限りがあり、また、詰め込み式となっています。
なお、利用には条件（自宅から勤務先まで片道５㎞以上）があります。

5 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止について

（１）「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」（以下「求職者等セクハラ」という。）とは「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」であり、求職者等の尊厳や人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる許されない行為です。

（２）本市では、求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行い、ハラスメント行為の防止に取り組んでいます。

（３）求職者等への対応

○本市では、求職者等への対応に当たり、次のルールを基本とします。

・求職者等との電話連絡などは、原則として公用の電話やメールアドレス等、市が指定する方法で行います。

・私用 SNS、私用メールまたは個人用電話による連絡は、原則として行いません。

・職務上必要のない私的な食事、飲酒、交際、送迎その他の私的接触を求めません。

・相談窓口を設置していますので、本市職員から求職者等セクハラを受けた場合などにはご相談ください。

・求職者等から相談があった場合は、相談者及び関係者のプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したことなどを理由として、不利益な取扱いを行うことはありません。

●募集に関する問い合わせ・求職者等セクハラに関する相談窓口
（平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで）

・担当課　延岡市総務部職員課　　電話番号　：0982（22）7007（直通）

FAX 番号　：0982（34）2110

延岡市ホームページアドレス　https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp